

【天龍寺文書】

八〇六

加賀國大野庄内示野村一王丸名之事、足溪西堂圓樂寺住持時、限十ヶ年自當住買得候。其重書拾參通、嵯峨之三會院文庫ニ被預置申事實正也。十ヶ年之後相尋候處ニ、臨川寺三會院文庫之内ニ不見出候。依就三會院主并長老寺官等加判形而紛失狀到來候、即本主方へ渡申候。以此狀所宛行一王丸名重書之代也。可爲永代之證文龜鑑者也。後日若有持此重書號本主輩(者脱カ)爲公方可被所盜賊罪科者也。仍爲後證悉達如件。

應永三十三年丙午六月十三日

沙汰人久重 在判

庄主祥越 在判

○ 圓樂寺住持中鏘在判

【天龍寺文書】

八〇七

大野庄示野村一王丸名重書之事  
右彼之名田者、先年限年紀而相副重書、於圓樂寺而令

沽却之處仁、年紀已滿之間、以本錢而請返畢。但重書并賣券等、依令(粉)紛失不返給之。然間爲後證、三會院之御書申下渡進上者、本券等雖令何所散在、可被處盜人之御沙汰者也。仍龜鏡狀如件。

應永卅三年丙午六月廿日

最勝房

本名主 俊 慶 在判

(本名主は舊名主の意なり。應永卅一年十二月廿三日の條參照。)

七月三日。假揭

八〇八

【來迎寺文書】 鳳至郡  
穴水南方分來迎寺田地事

合參百八十疇

右瀧之脇より一町福聚坊山、自其小坂まで寶光坊山、それより根尾境石坂の地藏堂まで別當坊の山、向へは小板の谷よりのぼり堀をかきり、東は川をのぼり小瀧の上中尾かきり別當坊山、次ニ寶光坊山根尾境ニ一の江の下ま

で、次ニ尾いけ下屋しきの事、左近屋しき西かきうち別當坊の地下地同堂之下、次ニ福聚坊与寶光坊之山の内に山城房の山あり。

仍爲支證狀如件。

應永卅三年七月三日

有尊別當 在判

(この文書は眞僞明らかならず。僅々參百八十疇の田地の所在を示す爲に山谷の形勢を列ねたるも訝しく、有尊別當と記したるもその體を得ざるが如し。案ずるに後世來迎寺の地境に關する爭議を生じたることあれば、その際作製せしものにあらざるか。)

十一月十四日。能登守護島山滿慶、鳳至郡總持寺に、松田基秀の寄進したる町野莊和住村の地を安堵せしむ。

【總持寺文書】 鳳至郡

八〇九

能登國和住村五田名之内四段加万事 雜定、任松田三郎左衛門尉基秀寄進狀之旨、可令全寺家知行之狀如件。

應永卅三年十一月十四日

(島山滿慶) 在判

惣持寺

(應永三十年八月十日の條參照。)

【總持寺文書】

八一〇

能登國和住村五田名之内四段事、就松田三良左衛門尉基秀寄進之、御下知如此候上者、其旨可令存知候也。謹言。

(應永卅三年) 十一月十四日

祐 信 在判

池田主計入道殿

應永卅五年

戊申

正長元年

改元

四月廿七日 紀元二〇八八

六月。羽咋郡氣多社の神官供僧、赤倉の山林伐採權に關して地頭飯尾重清代の幕府に訴へたるに應ず。

【氣多神社文書】 羽咋郡

八一